

横浜市指定定期検査機関選定委員会要領

制 定 平成 26 年 7 月 10 日 経消第 246 号(局長決裁)
最近改正 令和 2 年 6 月 1 日 経消第 11 号(局長決裁)

(設置)

第 1 条 計量法（平成 4 年法律第 5 1 号（以下「法」という。））第 20 条第 1 項に規定する指定定期検査機関の指定等に関する事務を公正かつ適正に処理するため、横浜市指定定期検査機関の指定等に関する事務処理要綱第 5 条第 1 項の規定に基づき横浜市指定定期検査機関選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を取り扱うものとする。

- (1) 指定定期検査機関の指定に関すること
- (2) 指定定期検査機関の指定の更新に関すること
- (3) その他委員長が必要と認めた事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 3 人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 横浜市経済局市民経済労働部長
- (2) 横浜市経済局消費経済課長
- (3) 横浜市経済局企画調整課長

3 委員長は必要に応じて、委員以外の者から意見を聞くことができる。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、横浜市経済局企画調整課長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の全員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員会の議長は、委員長がこれを務めるものとする。

(事務局)

第 6 条 委員会の事務局は、経済局消費経済課計量検査所に置く。

2 事務局は、指定又は指定の更新に係る検査結果を選定資料として委員会に提出する。

3 事務局は、委員会の議事録及び会議資料を作成し、これを 3 年間保存する。

附 則

この要領は、平成 26 年 7 月 10 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。